

## 新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">蔵関第256号 平成11年3月31日 改正 財関第4号 平成13年1月6日 改正 財関第1005号 平成13年12月14日 改正 財関第674号 平成16年6月30日 改正 財関第675号 平成16年6月30日 改正 財関第420号 平成19年3月31日 改正 財関第698号 平成21年6月19日 改正 財関第1046号 平成22年10月1日 改正 財関第964号 平成23年8月31日 改正 財関第321号 平成24年3月31日 改正 財関第1047号 平成27年10月13日 改正 財関第403号 平成28年3月31日 改正 財関第1120号 令和2年12月28日 改正 財関第285号 令和3年3月31日 改正 財関第601号 令和6年6月28日 改正 財関第1218号</p>	<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">蔵関第256号 平成11年3月31日 改正 財関第4号 平成13年1月6日 改正 財関第1005号 平成13年12月14日 改正 財関第674号 平成16年6月30日 改正 財関第675号 平成16年6月30日 改正 財関第420号 平成19年3月31日 改正 財関第698号 平成21年6月19日 改正 財関第1046号 平成22年10月1日 改正 財関第964号 平成23年8月31日 改正 財関第321号 平成24年3月31日 改正 財関第1047号 平成27年10月13日 改正 財関第403号 平成28年3月31日 改正 財関第1120号 令和2年12月28日 改正 財関第285号 令和3年3月31日 改正 財関第601号 令和6年6月28日 改正 財関第1218号</p>

## 新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>令和6年12月12日 改正 財関第657号 <u>令和7年6月30日</u></p> <p>標記のことについて、別添のとおり食糧庁長官から依頼があるので、平成11年4月1日からこれにより実施されたい。</p> <p><b>別添</b></p> <p>11食糧業第213号（加食・貿易） 平成11年3月31日 改正 12食糧第1174号（総務） 平成12年12月18日 改正 13食糧第1699号 平成13年10月29日 改正 15食料第710号 平成15年6月30日 改正 15総合第2851号 平成16年4月1日 改正 18総食第1315号 平成19年3月30日 改正 21総食第112号 平成21年6月19日 改正 22総食第610号 平成22年10月1日 改正 23総食第697号 平成23年8月30日 改正 23生産第6125号 平成24年4月2日 改正 27生産第1842号 平成27年9月30日 改正 27政統第658号 平成28年2月24日 改正 2政統第1619号</p>	<p>令和6年12月12日</p> <p>標記のことについて、別添のとおり食糧庁長官から依頼があるので、平成11年4月1日からこれにより実施されたい。</p> <p><b>別添</b></p> <p>11食糧業第213号（加食・貿易） 平成11年3月31日 改正 12食糧第1174号（総務） 平成12年12月18日 改正 13食糧第1699号 平成13年10月29日 改正 15食料第710号 平成15年6月30日 改正 15総合第2851号 平成16年4月1日 改正 18総食第1315号 平成19年3月30日 改正 21総食第112号 平成21年6月19日 改正 22総食第610号 平成22年10月1日 改正 23総食第697号 平成23年8月30日 改正 23生産第6125号 平成24年4月2日 改正 27生産第1842号 平成27年9月30日 改正 27政統第658号 平成28年2月24日 改正 2政統第1619号</p>

## 新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
令和2年12月21日 改正 2政統第2428号 令和3年3月26日 改正 6農産第1148号 令和6年6月24日 改正 6農産第3380号 令和6年12月10日 <u>改正 7農産第1099号</u> <u>令和7年6月13日</u>	令和2年12月21日 改正 2政統第2428号 令和3年3月26日 改正 6農産第1148号 令和6年6月24日 改正 6農産第3380号 令和6年12月10日
大蔵省関税局長 殿	大蔵省関税局長 殿
食糧庁長官	食糧庁長官
「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて	「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて
平成11年4月1日からの米穀等についての関税措置への切換えに伴い、米麦等の輸入通関の際における取扱いについて下記のとおり定め、同日から実施することとしたので、ご協力をお願いします。 なお、同日付けで「「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に係る米麦等の輸出入通関の際における取扱いについて」（平成7年3月29日付け7食糧業第274号（輸入））は廃止します。	平成11年4月1日からの米穀等についての関税措置への切換えに伴い、米麦等の輸入通関の際における取扱いについて下記のとおり定め、同日から実施することとしたので、ご協力をお願いします。 なお、同日付けで「「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に係る米麦等の輸出入通関の際における取扱いについて」（平成7年3月29日付け7食糧業第274号（輸入））は廃止します。
記	記
1 (省略) 2 税関の確認の時期及び方法 (1) 法第30条第2項の規定に基づき、政府の委託を受けた者が輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。 ① (省略) ② 確認方法 農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、米穀等の輸入	1 (同左) 2 税関の確認の時期及び方法 (1) 法第30条第2項の規定に基づき、政府の委託を受けた者が輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。 ① (同左) ② 確認方法 農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、米穀等の輸入

## 新旧対照表

## 【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を目的とする買入れに係る委託を行う者に、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省農産局長から通知する「落札決定通知書」（別紙1－1）の写しを輸入申告の際に提出させるので、当該通知書の写しの記載内容（数量）と輸入申告書等の記載内容を対査確認する。</p> <p>なお、数量の確認において、当該通知書に記載された契約数量と、税関に提出される輸入申告書に記載された数量との間で+5%のアローワンスを認めて差し支えない。</p>	<p>を目的とする買入れに係る委託を行う者に、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省農産局長（以下「農産局長（支出負担行為担当官）」という。）から通知する「落札決定通知書」（別紙1－1）の写しを輸入申告の際に提出させるので、当該通知書の写しの記載内容（数量）と輸入申告書等の記載内容を対査確認する。</p> <p><u>ただし、農産局長（支出負担行為担当官）を甲とし受託者を乙とした「輸入米穀（等）買入委託契約書」の写しを提出された場合は、当該契約書の写しの記載内容（数量）と輸入申告書等の記載内容を対査確認する。</u></p> <p>なお、数量の確認において、当該通知書又は当該契約書に記載された契約数量と、税関に提出される輸入申告書に記載された数量との間で+5%のアローワンスを認めて差し支えない。</p>
<p>③（省略）</p> <p>(2) 法第31条第1項の規定に基づき、政府と売買契約を締結した者が輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。</p> <p>①（省略）</p> <p>② 確認方法</p> <p>農産局長は、米穀等の輸入者に、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官及び契約担当官農林水産省農産局長から通知する「見積合せ結果通知書」（別紙1－2）の写しを輸入申告の際に提出させるので、当該通知書の写しの記載内容（数量）と輸入申告書等の記載内容を対査確認する。</p> <p>なお、数量の確認において、当該通知書に記載された契約数量と、税関に提出される輸入申告書に記載された数量との間で+5%のアローワンスを認めて差し支えない。</p>	<p>③（同左）</p> <p>(2) 法第31条第1項の規定に基づき、政府と売買契約を締結した者が輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。</p> <p>①（同左）</p> <p>② 確認方法</p> <p>農産局長は、米穀等の輸入者に、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官及び契約担当官農林水産省農産局長から通知する「見積合せ結果通知書」（別紙1－2）の写しを輸入申告の際に提出させるので、当該通知書の写しの記載内容（数量）と輸入申告書等の記載内容を対査確認する。</p> <p><u>ただし、農産局長（支出負担行為担当官）を甲とし輸入者を乙とした「輸入米穀（等）の特別売買契約書」の写しを提出された場合は、当該契約書の写しの記載内容（数量）と輸入申告書等の記載内容を対査確認する。</u></p> <p>なお、数量の確認において、当該通知書又は当該契約書に記載された契約数量と、税関に提出される輸入申告書に記載された数量との間で+5%のアローワンスを認めて差し支えない。</p>
<p>③（省略）</p> <p>(3)～(6)（省略）</p> <p>3（省略）</p>	<p>③（同左）</p> <p>(3)～(6)（同左）</p> <p>3（同左）</p>